

回答書

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務について、次の項目を回答いたします。

質問項目	質問内容	回答
業務内容について①	国内の他の国立・私立ハンセン病療養所を本件対象に含むことを想定しているか。	本件の対象は仕様書4（1）及び（2）に記載のとおりです。よって、国内の他の国立・私立ハンセン病療養所を本件対象に含むことは想定しておりません。
業務内容について②	①について想定していない場合、他の療養所は本件施策構築について了解しているか。	全国13の国立療養所入所者で構成する「全国ハンセン病療養所入所者協議会」（全療協）からは、世界遺産登録運動について瀬戸内3支部（長島愛生園・邑久光明園・大島青松園）が取り組むことについてご支持いただいております。本件施策構築について個別の了解は取り付けておりませんが、ご支持いただいている世界遺産登録運動の一環と捉えていただき支障ありません。 大島青松園入所者自治会からは、本件施策構築の対象を仕様書4（1）及び（2）に限定することについて了解をいただいております。 私立ハンセン病療養所は全療協の構成員ではございません。現在のところ本件施策構築はもちろん、世界遺産登録運動全般について協議等を実施したことはございません。

平成30年12月6日

回答者

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局長

釜井 大資